

【 医療保険対応 訪問看護利用料金 (非課税) 】

令和1年10月診療報酬改定準拠

☆基本利用料(1)

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。健康保険証・医療証をご提示ください。利用料については次のように区分されます。

訪問回数/負担割合	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
1日目	1,300円	2,600円	3,900円
2日目以降	860円	1,710円	2,570円
同日2回目	450円	900円	1,350円
同日3回目	800円	1,600円	2,400円

※週の利用回数が4回以上となった場合は、1日増える毎に別途、次の通り加算させていただきます。(回数は月初めから数えさせていただきます。)
1割負担の方+100円・2割負担の方+200円・3割負担の方+300円

☆下記について1ヶ月につき、次の料金をご請求いたします(2)

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
24時間対応体制加算	640円	1,280円	1,920円
特別管理加算(重症度の高い者)①	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(①以外)	250円	500円	750円

☆下記について該当する場合、その都度料金をご請求します(3)

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	850円	1700円	2550円
情報提供療養費1	150円	300円	450円
情報提供療養費2	150円	300円	450円
情報提供療養費3	150円	300円	450円
退院時共同指導加算	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	200円	400円	600円
退院時支援指導加算	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレス加算	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算	270円	530円	800円
訪問看護ターミナルケア療養費1	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2	1,000円	2,000円	3,000円
早朝・夜間訪問加算(6-8時・18-22時)	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22-6時)	420円	840円	1,260円
複数名訪問看護加算(看護師)	450円	900円	1,350円
複数名訪問看護加算(准看)	380円	760円	1,140円
複数名訪問看護加算(看護補助者)	300円	600円	900円
複数名訪問看護加算(看護補助者)2回目	300円	600円	900円
複数名訪問看護加算(看護補助者)3回以上	400円	800円	1200円

【 医療保険対象外の自費ご利用料金 (税込) 】 (4)

サービス内容		料金	
延長料金	1時間30分を超えたサービスを提供した場合	30分毎	4,400円
在宅以外での訪問看護		1時間まで	8,800円
受診の同行		1時間まで	8,800円
死後の処置			22,000円
キャンセル料	サービス利用日の前日まで		無料
	サービス利用日の当日		2,000円
	訪問までに連絡のない場合		全額
但し、利用者様の様態の急変など、緊急をやむを得ない事情がある場合を除きます。キャンセルは、速やかにご連絡ください。			

※サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いします。

ご利用料金=基本料金(1)+月料金(2)+該当するもの(3)+保険外料金(4)

連絡先：電話 045-788-4180



あうる訪問看護
リハビリステーション

<加算内容>

24時間対応体制加算	必要時の緊急訪問に加えて、営業時間外における利用者や家族への指導等による適切な管理といった対応やその体制整備がある場合に加算
特別管理加算	特掲診療料の施設基準等「別表第8」に掲げる者に対し実施に関する計画的な管理を行った場合に加算
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている方に入院中に1回のみ算定する。（別表第7、別表第8に掲げる者は2回まで）
情報提供療養費1	所轄市町村等の求めに応じてご利用者様の同意を得て訪問看護の状況を文書にて示し、ご利用者様に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供。
情報提供療養費2	義務教育諸学校に対して入学時、転学時にご利用者様の同意を得て、訪問看護の状況を文書にて提供。
情報提供療養費3	入院又は介護老人保健施設・介護医療院入所にあたって、ご利用者様の同意を得て、訪問看護の情報を提供。
退院時共同指導加算	退院又は介護老人保健施設退所にあたって、医師及び看護師等が共同して在宅療養生活の指導を行い、文書で指導内容を提供した場合に、入院中に1回加算
退院時支援指導加算	①厚生労働大臣が定める疾病等（下記「別表第7」）、②特別管理加算（下記「別表第8」）の対象者や、③退院日の訪問看護が必要であると認められた者に対し、訪問看護ステーションの看護師等が退院した日に療養上必要な指導を行った場合に加算
在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、訪問看護ステーションの看護師等が、ご利用者様又は家族へ指導を行うとともに、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合に加算
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	在宅で療養を行っている通院困難なご利用者様の急変や新療方針の変更等に伴い、主治医の求めにより関係する医療従事者と共同でご利用者様宅に赴き一同に会しカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合に加算
長時間訪問看護加算	90分の訪問看護に連続して行われる訪問看護に対して加算
緊急時訪問看護加算	利用者・家族等の求めに応じて主治医の指示により緊急訪問を行った場合に加算
訪問看護ターミナルケア療養費1	死亡日及び死亡前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、かつ利用者・家族への説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定
訪問看護ターミナルケア療養費2	死亡日及び死亡前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、かつ利用者・家族への説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定（特別養護老人ホームで看取り介護加算を算定している場合）
早朝・夜間訪問加算（6-8時・18-22時）	訪問時間帯に対する加算
深夜訪問看護加算（22-6時）	訪問時間帯に対する加算
複数名訪問看護加算	（1）「別表第7」に該当、（2）特別訪問看護指示書により訪問看護を受けている、（3）「別表第8」に該当、（4）暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる、（5）その他ご利用者様の状況から判断して、（1）から（4）までのいずれかに準じると認められるご利用者様の場合にご利用者様又は家族の同意を得て訪問時に複数帯同し、帯同者が看護師、准看護師、看護補助者別による規定の加算
複数名訪問看護加算（准看）	
複数名訪問看護加算（看護補助者）	
複数名訪問看護加算（看護補助者）2回目	
複数名訪問看護加算（看護補助者）3回以上	

<参考>

基準告示第2の1に規程する疾病等（別表第7、別表第8）厚生労働省告示第82条

第2 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者

1 週3回を超えて訪問看護を行う必要がある利用者であって次のいずれかに該当する者

（1）特掲診療料の施設基準等「別表第7」に掲げる疾病等の者

○末期の悪性腫瘍○多発性硬化症○重症筋無力症○スモン○筋萎縮性側索硬化症○脊髄小脳変性症○ハンチントン病○進行性筋ジストロフィー症○パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））○多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリウム橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）○プリオン病○亜急性硬化性全脳炎○ライフゾーム病○副腎白質ジストロフィー ○脊髄性筋萎縮症○球脊髄性筋萎縮症○慢性炎症性脱髄性多発神経炎○後天性免疫不全症候群○頭髄損傷○人工呼吸を使用している状態の者

（2）特掲診療料の施設基準等「別表第8」に掲げる者

（ア）在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
 （イ）在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
 （ウ）人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
 （エ）真皮を超える褥瘡の状態にある者
 （オ）在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者